介護サービス事業者 様

浜松市長 中野 祐介

総合事業に係る浜松市の要綱の一部改正について(お知らせ)

日ごろ、本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。 さて、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者による訪問型・通所型サービス

さて、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者による訪問型・通所型サービスの報酬基準及び指定基準を浜松市の要綱で定めておりますが、令和6年度報酬改定において、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」の三つの加算を「介護職員等処遇改善加算」へ一本化を行うことに関連し、これらの要綱の一部を改正しました。

これらの要綱の一部改正は、令和6年6月1日から適用されますので、各事業者におかれましては要綱及びサービスコードの確認をお願いします。

記

1 一部改正の要綱

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱(報酬基準)

2 要綱の一部改正の概要

「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベース アップ等支援加算」の三つの加算を「介護職員等処遇改善加算」へ一本化を行う。

3 要綱及びサービスコードの閲覧先

浜松市ホームページから「ホーム」→「健康・医療・福祉」→「介護保険」→「事業者の方(福祉・介護)」→「介護保険事業者及び事業者の皆様へ」→「指定事業者による訪問型(通所型)サービス関連(総合事業)」をご覧ください。

浜松市介護保険課 指導第グループ 電話 053-457-2875・2787